

令和7年 第6回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和7年6月26日（木）14時00分

2. 場 所：庄内庁舎新館市民ホール2－2会議室

3. 出席委員 9名

会長	4番	秋吉一郎
委員	1番	久保光輝
	2番	衛藤将明
	3番	縣浩一郎
	5番	江藤国子
	7番	松田浩二
	9番	高田英
	10番	大津雄司
	11番	竹林論一

4. 欠席委員

6番	佐藤政也
8番	佐藤誠一郎

5. 議事参与が制限された委員 1名

6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議事
 - ①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
 - ②農地法第3条許可の取消報告について
 - ③農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ④農地法第4条の規定による許可申請について
 - ⑤農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ⑥非農地証明の発行について
 - ⑦農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業）
 - ⑧令和6年度最適化活動の点検・評価について
 - ⑨農地利用最適化推進委員の選任について
 - ⑩その他

- (4) その他

7. 出席職員（農業委員会事務局）

局長 藤川恭司、局長補佐 生野敏博、主査 興梠太希、行政専門員 長松喜久一

【事務局】

出席委員は11名中9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、
只今より
令和7年第6回由布市農業委員会総会を開会いたします。

(2) 会長あいさつ

【議長】

それではこれより本日の会議を開きます。お諮りします。
会議は本日 1 日間といたしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

・・・・・・・・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・・

異議なしと認めます。

従って、会議は本日 1 日間と決定しました。次に会議録署名委員の 1 名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号5番、江藤国子委員にお願いします。

よろしくお願ひします。

続きまして採決についてお諮りします。これから採決します。

日程第1から第9までのすべての会議規則第10条により、挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

・・・・・・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・・

それではただいまより、会議規則第7条による議案の審議を行います。

なお農業委員会会議規則第12条により、議事参与制限を受ける委員は退席することになっていますので、よろしくお願いします。

日程の第1農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、1件議案説明を事務局。

①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について

【事務局朗読説明】

(議長)

議案第1号についてつきましては、報告ということで了承いただきたいと思います。

続きまして日程第2農地法第3条の許可の取り消しの報告について。

議案説明を事務局。

②農地法第3条許可の取消報告について

【事務局朗読説明】

(議長)

第2号議案につきましては報告ということで了承いただきたいと思います。

続きまして日程第3、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、14件あります。議案説明を事務局お願いします。

③農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 【事務局朗読説明】

(議長)

議案3号については、9番高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。議案3号について説明を、議席番号5番、江藤委員、よろしくお願ひします。

(江藤国子委員)

では議案番号3番を説明させていただきます。場所はJR由布院駅裏手付近の圃場整備田です。譲渡人は8人の共有地であり、代表である渡人によると、どうして共有地かって言うと、明治の初期から8件で1年ごとに交代で祝詞を挙げて豊作をお願いし、直来をして、50年ほど前まで、皆さんで水稻耕作していましたが、だんだんと高齢者になって、隣に住んでいる方に10年ぐらい前まで作付けをしてもらっていました。病気になって耕作者がいなくなってしまって、湯布院にある[REDACTED]が重機置き場にしばらく貸して欲しいということで貸していたんですが、いつの間にか工事で出た残土を置かれてしまいました。その土地の隣を、今回の受人が耕作していると話をしたら、残土とかをどけて土地を綺麗にして耕作をするということで話がまとまりました。受人は福岡の住所になっていますが、湯布院町内でライスセンターをしており、今年は駅裏の耕作放棄地をどんどん田んぼに戻しているので、特に問題ないかと思います。以上です。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の举手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

举手多数により承認します。

続きまして議案第4号について、説明を担当の10番、大津委員お願ひします。

(大津雄司委員)

場所は下市になります。ちょっとへんぴなところではあるんですが、受人は大分市ですけど、お米とかいろいろ農業をしっかりとやられている方で、土地改良区の副理事長でもありますので受益者でもありますので、実効性には問題なくしっかりとやって頂けると聞いております審議をお願いします。

(議長)

質疑を求めます。

なければ承認される委員の举手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

举手多数により承認します。

議案第5号について説明を、竹林委員が欠席ということで、事務局よろしくお願ひします。

(事務局)

議案第5号です。場所は、この市役所から大分方面に下り神楽のモニュメントがあるところを、右に上がって突き当たりを右曲がったところの集落となります。自宅前でもあり、すでにご本人が吉良さんからお借りして利用されている状況で売買後も継続して利用できると判断しますので、問題はないかと思います審議をお願いします。

(議長)

質疑を求めます。

何か承認される委員の挙手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・

挙手多数により承認します。

第6号議案については9番高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。説明を5番江藤委員お願いします。

(江藤国子委員)

それでは6番を説明します。場所は、由布院駅裏のJAに行く途中の圃場整備田になります。渡人はこの近くで酒屋さんをされています。こここの場所は宮川に隣接していて、ちょっとした沼地になっていまして、機械がはまつて大変苦労しておりました。昔は耕作していたんですけども収穫前にしおちゅう宮川が氾濫するので、耕作意欲がだんだんなくなり、今では耕作放棄地となっています。この受人が竹などを切って、農地の改良も行いその後米を植えたいということで、受人と話がまとまりました。受人は、先ほども出てきたんですけど湯布院町内でライスセンターもしております、面積も結構たくさんしているので問題ないかと思います。以上です。

(議長)

質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・

挙手多数により承認します。

続きまして議案第7号について説明を1番久保委員、よろしくお願いします。

(久保光輝委員)

議案番号7番です。

場所としては、小野地区谷簡易郵便局を庄内方面へ進みます。十字路を右手に曲がり100メーターほど行ったところの道路沿いに畑があります。目印としては目の前にEVOという足場屋さんがあります。実質面積は658平米となっていますが半分ほど法面にとられていてほぼ300平米ほどしかない、ちょっと小さい土地になりますが、もう高齢で、持ち主が、もう管理を手放したいということで、この受人さんですね、親御さんが████████に勤めていて、その関係で、息子さんが耕作するという話になりました。

実際経営面積はゼロなのですが、本業が金融関係で働いてます。実質兼業でこの畑を耕作するということです。機械は今持っていないが、農機具を購入するということです。聞き取りした感じは300平米の少ない面積ですが、1年の栽培計画をちゃんと立てて、しっかりしての方だと思ったので、問題ないと思います。よろし

くお願いします。

(議長)

質疑を求めます。承認される委員の举手を求めて

· · · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

次に議案8号について、説明を1番、久保委員よろしくお願ひします。

(久保光輝委員)

議案番号 8 番です。

場所としては、大將軍神社があります。そのふもとに大將軍神社の鳥居があります。その鳥居を東側に300、400メーター降りたところに畑があり、実際この渡人が、ちょっとと痴呆とか入って老人ホームに入るということで、実際土地と家も売却するということになっていて、受人はもともと渡人の畑をずっと、耕作してると言う事です。不動産屋がもうこここの土地にいなくなるんで、引き取ってもらうということで話が進んでおります。実際今まで同じように受人が耕作するという状況は同じなので、問題なくいいと思いました。

(議長)

質疑を求めます。ありませんか。承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

続きまして議案第9号について説明を、5番、江藤委員よろしくお願ひします。

(江藤国子委員)

では議案番号9番、説明させていただきます。

場所は210号線沿いの日輪食堂の湯布院側の今木を切っているところの隣になります。上4つがその隣の段々畑のところで一番下のところは日輪食堂のところから下に降りたところの集落の中にあるハウスとなっています。渡人と受人ですが、渡人の娘さんが大分市内で歯医者さんをされていまして、受人はそこの患者さんです。その先生が実家の田んぼと畑をもうやめたいっていう話をしたら受人が誰か何か自分が探していくましょうということになったのですが、いい人が見つからなかつたので、受人が耕作することに、話がまとまりました。

受人はいろいろなところでサツマイモとかを作っていて、機械は渡人の物を借りるっていうことだったので、特に問題はないかと思います。以上です。

(議長)

質疑を求めます。ありませんか。承認される委員の举手を求めます。

• • • • • • • • • 拳手多数 • • • • • • •

挙手多数により承認します。

議案第10号について説明を7番松田委員、よろしくお願ひします。

(松田浩二委員)

この件につきましては、6月14日、行政書士立ち会いのもとでしました。

場所は挾間の来鉢神社もしくは竹泉という温泉があります。

その付近なんんですけどその一帯が、周辺地域の一角であります。

渡人が今度離農するということで、管理ができなくなったと言う事で、受人が渡人の田と隣接していることから、購入してやろうということで、受人も経営面積が多く持っていますので、耕作意欲はあると思います。審議のほどよろしくお願ひします。

(議長)

質疑を求めます。ありませんか。承認される委員の挙手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・

挙手多数により承認します。

議案第11号について説明を7番松田委員よろしくお願ひします。

(松田浩二委員)

これも行政書士の立ち会いのもとで行いました。

場所は、挾間町高崎ということで、県道51号線別府挾間線沿いで、石城小学校より約300メートル位のところにあります。渡人は、離農ということで管理ができなくなるように不動産屋、その田以外にですね、建物と土地と農地も一緒に売買しようということになっております。受人につきましては、経営面積はないんですけど、家と一緒にすることによって、将来、家庭菜園として利用したいということになつております。審議のほどよろしくお願ひします。

(議長)

質疑を求めます。ありませんか。承認される委員の挙手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・

挙手多数により承認します。

議案第12号について説明を1番久保委員、よろしくお願ひします。

(久保光輝委員)

議案12番です。

場所としては鬼崎に変電所があります。それを背に北に進むとその先のT字路を右に曲がったところ、から500メーターほど進んだところです。目立つ建物としてはリッチフィールド由布っていうパプリカを栽培してる施設があるんですが、そのちょっと手前です。もともと受人が、この土地を耕作して、20年経つそうです。もういい加減、年なので、この受人に管理して欲しいということで、この話が進んだということです。問題ないと感じましたので、お願いします。

(議長)

質疑を求めます。承認される方の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

続きまして議案第13号について説明を1番久保委員よろしくお願ひします。

(久保光輝委員)

続けて同じ場所になるんですが、13, 14, 15号、ほとんど場所は固まっています。
よろしいですか。これは行政書士のもと立ち会いで行いました。

これは筒口の [REDACTED] の会社の社長です。受人になっておりますが、歳で管理を [REDACTED]
[REDACTED] さんに一任したいということで引き取って、 [REDACTED] さん自身はちょっと面
積がいっぱい増えているのですが、 [REDACTED] さん自身は事業でちょっと漢方の栽培
をするということで、土地を購入している流れがあります。
すでにもう栽培をしていて、1年ちょっと経っているぐらいでしたが、ちゃんと管
理もしているんで問題ないと感じます。

(議長)

質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

第14号議案について1番久保委員よろしくお願ひします。

(久保光輝委員)

これも同じなんですが、渡人も高齢で管理を任せたいということで、 [REDACTED] さん
が手を挙げたということです。よろしくお願ひします。

(議長)

質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

続きまして議案第15号について、同じく1番久保委員よろしくお願ひします。

(久保光輝委員)

同じく横の土地になりますが、渡人自体、住所は大分市ですが、もともとこの筒口
出身の方で、そのまま [REDACTED] さんに話を持っていったということです。
よろしくお願ひします。

(議長)

質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

続きまして、議案第16号について説明を事務局お願ひします。

(事務局)

先ほど、許可取り消しの案件と同じで、今回、妻との連名による所有権の移転という事で、もう一度上げさせていただきました。

(議長)

質疑を求めます。承認される委員の举手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 拳手多数 ・ ・ ・ ・ ・

拳手多数により承認します。

続きまして日程の第4農地法第4条の規定による許可申請。議案説明を事務局お願いします。

④農地法第4条の規定による許可申請について

【事務局朗読説明】

(議長)

議案第17号について説明を10番、大津委員よろしくお願ひします

(大津雄司委員)

説明します資料を1ページから5ページまで見ていただいて、こちらですね、もうかなり狭小な農地というかもうあの周りに、家もありますし、挿間生コンも隣接していますので、農地としてはかなりすごい使い勝手も良くない状況をずっと継続しておりましたが、今回、駐車場をやりたいということで申し出がありました。ご審議よろしくお願ひします。以上です。

(議長)

質疑を求めます。高田委員。

(高田 英委員)

4ページの写真、現況の写真を見ると赤囲まれた中が対象の申請地というふうになっているんですが、電柱が立っていてすでに一部はコンクリート張っているようであるのですけど。

(事務局)

これ、ひょっとしたら道路敷かもしませんね。現地測量とかも、もちろんしてなくて赤ラインを引かせてもらっているので、ひょっとしたら厳密に言うとコンクリートから内側かもしません。このあたりですっていうところで赤線を引かせてもらっています。すみません。

(松田浩二委員)

ちょっと1個いいですか。

例えば田んぼで、コンクリートにしている人結構いると思うのですけど、そういう場合って、おんなじようなニュアンスで問われます?畦をもう境界線の田んぼなんんですけど、もう草切りが面倒くさいので、昔の人は結構してる場合って同じように見ますか。

(議長)
事務局どうでしょう。

(事務局)

難しい問題ですね。厳密に言うと。駄目かもしれませんけれども、ある話ではありますよね。例えば自分の農地の中でもですね、端っこの方を経由していかないと次の農地に行けないとか、そういう場合、そこの農地をですね、多少転圧して砂利を敷いたりしても、農地法違反にはならないんですよ。次の農地にどうしても必要な道っていう取り扱いがあるんですね。

そういうところに同じく該当できるのかどうかっていうところにはなってくると思うんですけども。正直その面積とかにもよりますところはあると思います。

(議長)

畦畔をするっていうのは、これ別に問題ないと思います。畦畔をコンクリート畦畔にする。今、あちこちしています。それはなぜかというと、草切が大変だから。現況は農地で残ってくれる。砂利敷きとかでするのは良くないが、実際田んぼがあつてその間、畦畔をコンクリート擁壁でするのは別に問題ないと、それは農業用施設として考えていいんじゃないかと思う。

(松田浩二委員)

経緯的にあると思うのですけど、法が長くて大きくて壊れて、結構いろいろブロックにしたりとか多分、そういう経緯もあると思うのですよ。なんかそれでコンクリートになっているっていう状況のところも多々あるんです。由布市がして、法が壊れて由布市がもう、請負ってもらった業者にしてもらったっていう経緯があって、この法が全部水害で崩れて、災害復旧で何か経緯もあるんだなってちょっとと思ったんで、微妙なとこですけど、ど真ん中にしてれば別ですけど。

(議長)

俺の考え方はあくまでも畦畔のコンクリート構造物でこうやるっていうのは、あくまでも 15 センチの幅で、高さ 30 か 40 センチとそのぐらいのものなら別に問題ないんじゃないかなっちゅう俺は思うんやけど、今言ったように擁壁になると、やっぱりちょっといろいろ問題あるかもしれない。

(事務局)

ちょっと僕も調べてみます。

災害復旧で、今、復旧の仕方がいろいろある。そういうパターンがあってそのパターンに当てはめて復旧するということの他に小災害の 40 万の部分で、それぞれの地権者がやると、その分の 10 分の 1 ですかね、市が負担してくれるっていう、国、査定に関わる復旧の仕方と、それにからなかつた 40 万未満の分の小災害の復旧の仕方があって、その小災害以外の部分は個人でやるものですから、方法いろいろ選べるんです。実際うちもそれで災害復旧したときにてっぺい君という既製品を使って法面の一部復旧しました。それはもう、コンクリートの既製品ですので、大津委

員さんがおっしゃるような、一部分の復旧の部分もあると思いますし、ここの写真のように似た、市道沿いの法面を農地が接近している場所の農地の法面側にコンクリート張っている。これ市道改良のときに一緒にやっちゃったのかなとかいうようなところも含めて、ちょっと事務局の方で県に聞くなりしてみようと思いますので、また次回の、委員会のときにでも報告させていただきたいと思います。

(高田 英委員)

ちょっともう1個いいですか。この4ページの写真と3ページの字図見ると道がありますよね。

その道はそのブロック積みの上の、ところですか。この赤線は適当に引いたってさつき言われたんですけど。ここ下に道があるんでしょうか。この上でしょうか。この計画図の中でも、ちゃんと道を取っているようではあるんですよ。

(事務局)

ちょっと航空写真で見ていきま

実際の境界はですね、今赤線を引いているところで間違いなさそうです。

(議長) はい。わかったということですかね。

承認される委員の挙手を求めます。

• • • • • • • • • 拳手多数 • • • • • • •

挙手多数により承認します。

日程第5農地法第5条の規定により、所有権移転の許可申請について

⑤農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について 【事務局朗読説明】

(議長)

議案第18号について、私が説明します。

資料は6ページですね、現地は庄内の渕というところで、湯平の方から、昔は農免農道って今は上渕線っていう市道になってますけど、湯平から行ったとき4キロぐらいですね、途中2つ大きな橋があります。湯平から2つ目が上渕大橋になるのです。そこの近くです。渡人と受人。ここは現地でもう資料の、9ページの写真見てわかるように、現地は工場があります。その上の田んぼを今回、売買をしたいといったことで申請があっております。

買い取り後は資材置き場ということで、10ページ、一応計画案を書いております。現地の状況等を見たときに、問題ないかなと思っております。審議をよろしくお願ひします。

質疑を求める。なければ承認される委員の挙手を求める。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · ·

はい。挙手多数により承認します。

議案第19については高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

議案 19 号について説明を江藤委員よろしくお願ひします。

(江藤国子委員)
まとめて一緒に良いですか。

(議長)
良いです。

(江藤国子委員)
それでは 19 番と 20 番について説明させていただきます。場所はやまなみハイウェイ通りの骨董品などを展示している岩下コレクションの下の方になります。
譲渡人は相続してからほとんど耕作をしていなくて、現在、現地は非農地証明が出るぐらい荒れている感じです。譲受人なんですが、日田市で従業員 74 名雇って自動車部品の製造業を主に事業されています。
ですがアメリカのトランプ関税等の影響で、自動車販売等の落ち込みで、部品製造の事業の売り上げが減少しているため、今後は自社による土木建設工事の請負施工等を行っていきながら、山下コレクションさんからの声掛けもあって、枕木等の販売をしていきたいとのことでした。
高速のインターと県道が近いことから、資材等を販売しやすいので、この場所に資材置き場をすることで話がまとまりました。都市計画区域内の 3 種農地で隣接の同意もとれているので、特に問題ないかと思います。以上です。

(議長)
それでは議案第 19 号について質疑を求めます。
承認される委員の挙手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・

はい。挙手多数により承認します。
続きまして議案第 20 号について質疑を行います。
承認される委員の挙手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・

はい。挙手多数により承認します。
続きまして、日程の第 6 非農地証明について事務局議案の説明をお願いします。

⑥非農地証明の発行について 【事務局朗読説明】

(議長)
議案 21 号について質疑を受けます

(高田 英委員)
7 年の植林の許可をとらんやったっていうこと。

(事務局)
そうだと思います。許可形跡はございませんでした。

(高田 英委員)

林でどのぐらい経過していると思いますか。

本当はその 20 年経過したっていう証明になるような写真の撮り方を、杉の大きさとか分かるような撮り方をしてくれると、これ 20 年経っているとか分かるのだけど。

(松田浩二委員)

杉かヒノキかはわからん。

(事務局)

杉でしたね現地確認したら。手前ちょっと囲いがあるかと思うんですけども、ここを境にここより奥側が該当の農地。

(高田英委員)

やっぱりこれは非農地証明だそうとしている根拠は、20 年経過していると見てですか。

平成 7 年に植林をしたって言うのは何か証拠があった。

(事務局)

証拠はないですね。

(高田英委員)

その時は絶対木の大きさが分かるような写真を添付してください。

(事務局)

私の撮り方の問題です。写真の撮り方、勉強させてください。

(議長)

採決をいたします。現地の状況から判断して申請地は、農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・ 。

結果、挙手多数により、農地の非農地証明発行を決定します。

議案 22 号について、質疑を受けます。22 と 23 は一緒に質疑を受けます。

ありませんか。なければ第議案 22 号について採決をいたします。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・ 。

挙手多数により、農地の非農地証明発行を決定いたします。

続きまして議案第 23 号について、質疑を受けます。なければ、採決をいたします。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・ 。

挙手多数により、農地の非農地証明発行を決定いたします。議案第 24 号について、質疑を受けます。採決をいたします。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。続きまして第 25 号について質疑を受けます。

なければ現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により、非農地証明発行を決定いたします。

(議長)

続きまして日程第 7 農用地利用集積等促進計画について 9 件ございます。議案の説明を事務局よろしくお願いします。

⑦農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業）

【事務局朗読説明】

(議長)

議案第 26 号について質疑を受けます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

続きまして議案 27 号について質疑を受けます。ありませんか。

なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

続きまして議案 28 号について質疑を受けます。ありませんか。

なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により、承認します。

議案第 29 号について質疑を受けます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 30 号について質疑を受けます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案第 31 号について質疑を受けます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

第 32 号について質疑を受けます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

拳手多数

挙手多数により承認します。

議案第33号について質疑を受けます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

議案34号について質疑を受けます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

日程第8、令和6年度の最適化活動の点検・評価についてです。

議案の説明を事務局お願いします。

⑧令和6年度最適化活動の点検・評価について 【事務局朗読説明】

(議長)

議案の第35号について質疑を受けます。

(衛藤將明委員)

月 10 日を活動する日、活動する月を 1 月から 3 月に設けるという読み取りでいいですか。

(事務局)

(事務局) 基本的には月10日活動してくださいっていうのは通年の話

(衛藤將明委昌)

（副腎専門医）
年間120日活動してくださいということですね

(事務局)

(事務局) そうです。それが目標とするところっていう形にはなります

実情をそうもいかないので、せめて年度末にちょっと気合いを入れましょうかというと変ですけれども、ちょうど遊休農地の意向調査とかを実施しますので、それに合わせて、もうちょっと多少幅を広げたヒアリングとか、そういうことを行えるといいですねっていうところで設定させてもらっているような形です。今、質問いただいたので、非常にありがとうございます。それに関連してになるんですけど、ちょっと説明端折らせてもらった36ページの一一番下ですね。

推進員等の点検評価結果っていうところで、概ね期待をやや下回る結果となつたっていうところに入つておるかと思うんですけれども、これが先ほどおっしゃられた月10日、の年間120日っていうところをベースにして、こちらの方、自動のエクセルのシートがあるので、実際の活動日数とかを入力したらこれが出てくるんすけれども。

実際のところやっぱそこそこの 120 日っていうところに対してはなかなか活動できていないっていうところで、やや下回る結果となつたっていう結論が大多数を占めてお

るというような形になります。

(衛藤将明委員)

ありがとうございます。ちょっと関連してなんですけども、新規参入者への貸付の促進だったりっていうものも、活動には入ってくるのかなと思うんですけど、新規参入者の情報がなかなか手元に届かないっていう。そういう現状もあり、またはどの農地が担当する地区以外で農地が耕作できるものがあるのか、ないのかっていう情報も、ちょっと紐づけることはなかなか難しいのが今の現状、正直なところですね、その情報があった上で、仲介役なり何なりをすることは可能かなと思うんですけど、ちょっとそこを円滑に何か情報の流動性を高めるなり、こちらから聞き取りに、足を運んで、双方と調整役を担うっていうのが役割かなと思うんですけど、ちょっと各部局からの情報提供だったりっていうことちょっと、ご協力というか、サポートの方をしていただけたら、なんか有意義な活動ができるかなと思います。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。

直接的にこの、調査とは関係ないのかもしれませんけれども、今現在、農政課の方で新規の参入者の情報とかお持ちだと思います。そういうものを、逐一うちの方に状況が入って、報告があるのかって言われると、お恥ずかしい話そうではないんですね。まずは組織内部からの情報共有というところの強化っていうのがまず1つの課題っていうところだと思うんですけども、その上で、うちに新規参入者がいるので農地の相談を持ってきたときに、今持っている引き出しとして、先ほどちょっとご説明した農地バンクっていうところから今ご紹介とかしているような形になるんですけども、こちらがあまり正直言ってそんなにいい筆がないんですよ。作るのに困ったので、役所の方に登録をしているっていう状況が正直ありますので、正直そこから、新規就農者の人に、ここはお勧めですよっていう筆が少ない状態があるので、今おっしゃったみたいに、各地域の農業委員さんであったり、例えば推進委員さんであったり、そういう皆様に情報共有までさせていただいて、またいい農地があればご紹介いただきたいっていうところの本音はございますので、また、今後、内部での強化の方は、私からも農政課の方にお願いして強めていきたいと思います。その上で再度、皆様にご相談させていただくっていうことも今後出てくるかと思いますので、その際は、協力できる範囲で構いませんので、ぜひご協力をいただければと思います。よろしくお願ひします。

(議長)

なければ承認される委員の挙手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・

挙手多数により承認します。

続きまして、日程第36号について事務局お願いします。

⑨農地利用最適化推進委員の選任について 【事務局朗読説明】

(議長)

第36号について質疑を受けます。承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

なければ以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

お疲れ様でした。